か

条文の抽象的な表現だ。

## 条文があいまい。規制範 の可能性はなく、着地点は見えてこない。 の販売を規制する、東京都青少年健全育成条例の改正案= ○ 3月の都議会では賛否が割れて継続審議になり、その 後の議論は平行線のままだ。1日開会の6月議会でも可決 キャラクターの過激な性描写がある漫画などの子どもへ

## 囲が広げられる恐れがある。 このままでは否決だ」

## ャラクターなどを指す「非実 いるのは、18歳未満の漫画キ 事長は、改正案への反対理由 在青少年」という新しい概念 をこう説明した。 した都議会民主党の大沢昇齢 改正案で最も問題とされて 5月28日、都庁で記者会員

隔たりは埋まっていない。

年齢設定が不明確な キャラクターも多く、判断 基準があいまい

「肯定的に」などの条 文があいまいで、規制 対象が恣意(しい)的

に拡大される恐れがあ

行政による規制強化 するわけではなく、大 は作り手の創作活動 を萎縮(いしゅく)させるこ 制対象外のため、表現 とにつながり、表現の 自由を侵害する

条例改正案について 都議会の総務委員会 ついて議論する東京

が、賛成・反対双方の主張の めに必要な改正」との考えだ 公明両党は「子どもを守るた が侵されかねない」と猛反発 無制限に広がり、表現の自由 を肯定的に描写」などという 漫画家や出版界は「規制が 「社会規範に反する行為 る。無限定な規定は都の恥」 次第で何でも規制対象に入 見が対立した。 反対派の宮台真司・首都大 悪質な性行為をまねす

会では、参考人として両派の 識者が出席したが、激しく意 5月中旬の都議会総務委員

氏は「性の知識が未熟な子ど 賛成派の産婦人科医赤枝恒雄 学東京教授(社会学)は「主観

している。都政与党の自民、

されていないため、反対派の の批判を意識したものだ。 宮健児・日本弁護士連合会長 の懸念は残ったままだ。宇都 げても、条文そのものが修正 が反対を表明するなど批判は 広がるばかりだ。 拡大解釈の恐れがある」と しかし、個々の具体例をあ

かれている例がほとんどだと

進んでいない。 述べるが、都幹部は「議会の ればいい。趣旨は正しい」と 案の不十分な部分を)修正す 議論の結果を見ないと、修正 しようがない」として作業は 民主党は「規制の必要性は 石原慎太郎知事は「(改正

る恐れが強い」と強調した。 0

問答集を公表した。 規制対象を明確にしよう 都は4月に実例を挙げた

(四雄一郎)

の入裕シーン」や「サザエさん 普通の漫画も規制される」と とし、「対象外」の実例として えるシーン」などを挙げた。 の描写だけでは規制しない」 のワカメちゃんのパンツが見 ドラえもんのしずかちゃん その中で「入浴やシャワー 反対派の「改正案が通れば 化することも予想される。 事選を見据えて、決着が長期

り、高校生であっても「18歳 2年生の教室に入る場面もあ は、どのような漫画なのか。 校の制服姿の義妹と義兄の性 描かれている。妹が校舎内で 行為シーンが計16~にわたり している作品の一つには、学 未満」と特定できるという。 東京都新宿区内の大型書店 都が「規制対象になる」と 改正案が想定しているの

め、都は改正案で二段構えの 対策を想定している。 して課す。対象は「年齢や服 売などを販売者に努力義務と 成人向けコーナーでの区分販 歳未満の子どもに売らないた 性描写を含む漫画などを18 まず

装などから18歳未満と認識さ れるキャラクター(非実在青 郡青少年健全育成条例

決まっていない。来春の都知 手続きを進めるのかの手順は 検討しているが、どのように 議会で否決される公算が大き 半数を占めることから、6月 調する見通しで、3会派で過 者ネットワーク・みらいも同 を修正して提出し直すことを 反対する方針。共産党と生活 い。都は9月議会以降に原室 的に「成人向け」のシールを 品は、成人向けコーナーに置 張った本だけで、この漫画に ーに置くのは、出版社が自主 ックするのは無理。基準が難 は「店が一冊ずつ内容をチェ シールはない。書店の担当者 18歳未満への販売を禁じる。 の」は「不健全図書」に指定し、 られない上、「強姦(ごうかん) デオ店などでは問題となる作 は大半が漫画だ。レンタルビ しいし、人手も足りない」。 行為を肯定的に描写したも など著しく社会規範に反する る恐れがある漫画など」 都が規制対象に想定するの こうした区分販売などがと

の漫画売り場では、購入者の が過激でも部分的なら対象 は規制されない。都幹部は れた作品に限っており、内容 が、性行為がほぼ全編に描か を含む漫画などの子どもに対 いと思う漫画が一般向けのコ なるが、架空のキャラクター 実在の子どもの作品は対象に 止法は写真など実写のほか、 する販売を規制している。だ 誰もが子どもに見せたくな 都は現行条例でも、性描写 。児童買春・児童ポルノ禁

少年)<br />
による性行為をみだり 全な判断能力の形成を阻害す 写し、子どもの性に関する健 に性的対象として肯定的に描

◎ 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。 すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

の自由は侵害しない

いる書店を視察する都議ら成人向け図書を区分販売して

な議論も必要」として大幅な

この漫画があった。

この書店がアダルトコーナ

ほしい」と理解を求めている。

しにできない実態を直視して ナーで売られている。野放

年齢制限のないコーナーに、

への教育のあり方など根本的

認めるが、性に関する子ども

条文修正がない限り、採決で

都の見解 年齢や学年を示すセリ フや中学校の校舎で 授業を受ける場面など「18歳未満」が明らか な場合

東京都の条例改正案をめぐる主な論点

反対意見

強姦(ごうかん)など反

社会的な性行為を肯 定的に含む作品に限 定。「ドラえもんのしず かちゃんの入浴」など は対象外

人への販売・閲覧も規

性描写そのものを規制

判断基準 判断基準 の 18歳未満の

規制対象

表現の自由